

# 医療法人の経営情報に関するデータベース(MCDB)の 施行(令和5年8月分)について(報告)

# 医療法人の経営情報に関するデータベース(MCDB)の施行(令和5年8月分)について

## 改正の概要

- 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号。以下「改正法」という。)の一部の施行に伴い、並びに改正法による改正後の医療法(昭和23年法律第205号。以下「改正後医療法」という。)第69条の2及び医療法施行令(昭和23年政令第326号)第5条の14の規定に基づき、都道府県知事が行う医療法人に関する情報の調査及び分析等について、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)において、必要な規定を整備するもの。
- 令和5年8月1日の施行に向けて、同年7月下旬の公布に向けた必要な準備を進める。

### 改正後医療法(抄)(令和5年8月1日施行)

- 第69条の2 都道府県知事は、地域において必要とされる医療を確保するため、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する医療法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項(①)について、調査及び分析を行い、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 2 医療法人(厚生労働省令で定める者(②)を除く。)は、厚生労働省令で定めるところ(③)により、当該医療法人が開設する病院又は診療所ごとに、その収益及び費用その他の厚生労働省令で定める事項(④)を都道府県知事に報告(③)しなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、医療法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項(⑤)に関する情報を収集し、整理し、及び当該整理した情報の分析の結果を国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に提供することができるよう必要な施策を実施するものとする。
- 4 厚生労働大臣は、前項の施策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する医療法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項(⑤)に関する情報の提供を求めることができる。
- 5 都道府県知事は、前項の規定による厚生労働大臣の求めに応じて情報を提供するときは、電磁的方法その他の厚生労働省令で定める方法(⑥)によるものとする。

### 医療法施行規則(抄)の主な改正の内容(案)

- ① 改正後医療法第69条の2第3項の分析の結果その他地域において必要とされる医療を確保するために都道府県知事が必要と認めるもの(個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除く。)とする。
- ② 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第67条第1項に規定する計算の特例(いわゆる「四段階税制」)を適用して最終会計年度の所得の金額を計算した医療法人とする。
- ③ 次に掲げる方法のいずれかにより、毎会計年度終了後3月以内(医療法第51条第2項の医療法人にあつては、4月以内)に行わなければならないものとする。
  - ・ 電磁的方法を利用して自ら及び当該報告を受けるべき都道府県知事が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法
  - ・ 書面の提出
- ④ 次に掲げるものとする。
  - ・ 病院又は診療所(以下「病院等」という。)の名称、所在地その他の病院等の基本情報
  - ・ 病院等の収益及び費用の内容
  - ・ 病院等の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項
  - ・ その他必要な事項
- ⑤ 次に掲げるものとする。
  - ・ 医療法第52条第1項各号に掲げる書類(事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士等の監査報告書)に記載された事項
  - ・ 改正後医療法第69条の2第2項の規定による報告の内容
  - ・ その他必要な事項
- ⑥ 電磁的方法を利用して自ら及び厚生労働大臣が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法その他の適切な方法とする。

# 医療法人・介護サービス事業者の経営情報の調査及び分析等（参考資料）

- 医療・介護の置かれている現状と実態を把握するために必要な情報を収集し、政策の企画・立案に活用するとともに、国民に対して丁寧に説明していくため、①医療法人・介護サービス事業者の経営情報の収集及びデータベースの整備をし、②収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果の公表、③医療法人に関するデータベースの情報を研究者等へ提供する制度を創設する。

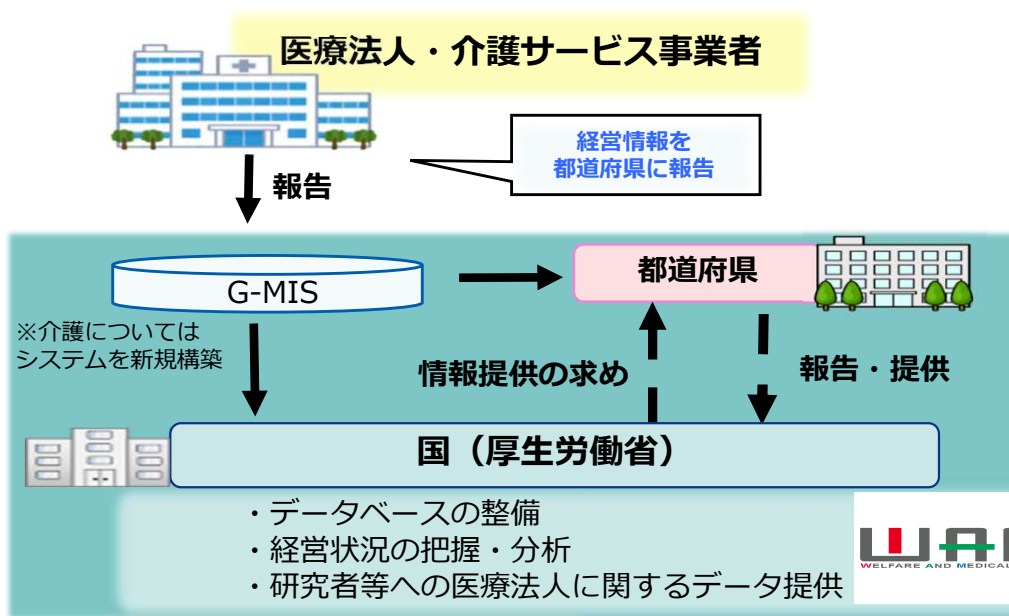
【施行日：①及び②（医療）令和5年8月1日（介護）令和6年4月1日 ③は公布日から三年以内に政令で定める日】

## 【データベースの概要】

- 対象：原則、全ての医療法人・介護サービス事業者
- 収集する情報：病院・診療所及び介護施設・事業所における収益及び費用並びに、任意項目として職種別の給与（給料・賞与）及びその人数

〔収集する内容は省令以下で規定〕 ※病床機能報告・外来機能報告等と連携させるとともに、データの活用にあたっては、公立医療機関の経営情報などの公開情報及び、必要に応じて統計調査も活用した分析等に取り組む。

- 公表方法：国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果の公表



- ① 医療法人・介護サービス事業者は、毎会計年度終了後に経営情報を都道府県知事に報告。
- ② 都道府県知事は、医療法人・介護サービス事業者の活動状況等に関する調査及び分析等を行い、厚生労働大臣にも報告。
- ③ 厚生労働大臣は、医療法人・介護サービス事業者に関する情報のデータベースを整備し、経営状況の把握・分析、結果の公表。
- ④ データベースに記録された医療法人に関する情報については、研究者が行う学術研究等にも提供可能。

国  
民